

外国人技能実習生地域社会共生推進事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、外国人技能実習生受入機関の優良化並びに外国人技能実習生の確保及び適正な労働環境での技能の向上を図るため、外国人技能実習生受入機関が行う地域社会との共生に資する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、外国人技能実習生地域社会共生推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、県内に事務所を有する外国人技能実習生受入機関（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第10項に規定する監理団体をいう。）とする。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 役員等（役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人
- (3) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している法人
- (4) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している法人
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人
- (6) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している法人

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率並びに補助金の額は、次の表のとおりとする。

| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助金の額 (1事業当たり) |
|-----------|----------------|-------|-------------------|
| 日本語習得のための | 講師の謝金及び旅費、教材費、 | 1/2以内 | 補助対象経費に |

| | | | |
|-------------------------------------|--|-------|-------------------------------|
| 日本語研修 | 印刷費、消耗品費、会場使用料、委託料、受講料、交通費 その他研修に必要と認める経費 | | 補助率を乗じて得た額(30万円を上限とする。) |
| 文化・伝統行事の体験事業や地域住民との触れ合いを図る交流会に関する事業 | 会場使用料、交通費、参加費、レンタル料その他知事が適当と認める経費 | 1/2以内 | 補助対象経費に補助率を乗じて得た額(5万円を上限とする。) |

(注) 1 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 振込手数料、各種添付書類の発行手数料及び消費税等は、補助対象外とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助事業者概要書
- (3) 受託事業者概要書(委託して補助事業を行う場合に限り。)
- (4) 収支予算書
- (5) 見積書の写しその他の補助対象経費の積算の根拠となる資料
- (6) その他参考となる資料

3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第6条 この補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更(補助対象経費の20%を超えない配分の変更を除く。)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業の内容の変更(補助金の交付の目的及び補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更並びに補助対象経費の20%を超えない減額を除く。)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

2 前項第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前項第1号の承認 事業経費配分変更承認申請書(別記第2号様式)
- (2) 前項第2号の承認 事業内容変更承認申請書(別記第3号様式)
- (3) 前項第3号の承認 事業中止(廃止)承認申請書(別記第4号様式)

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、補助金の交付の決定の日から10日を経過する日とする。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、知事から要求があった場合は、速やかに、別記第5号様式による事業遂行状況報告書により、規則第11条の規定による遂行状況の報告をしなければならない。

(実績報告)

第9条 実績報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 支出の根拠を示す資料
- (4) その他参考となる資料

3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から30日を経過する日又は知事が別に定める日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付時期等)

第10条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

2 補助事業者は、知事が別に指定するところにより、別記第7号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第11条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第12条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間（事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年を超える場合にあっては、当該期間の末日の属する年度の末日まで）とする。

(書類の提出部数等)

第13条 この要綱により提出すべき書類の部数は、1通とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者の所在地
申請者の名称
代表者の職氏名

年度外国人技能実習生地域社会共生推進事業費補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円

- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書（別紙1）
 - (2) 補助事業者概要書（別紙2）
 - (3) 受託事業者概要書（別紙3）（委託して補助事業を行う場合に限る。）
 - (4) 収支予算書（別紙4）
 - (5) 補助対象経費の積算の根拠となる資料（見積書の写し等）
 - (6) その他参考となる資料

事業計画書

1 申請事業名

2 申請者の概要

| | |
|---------|--|
| 申請者の所在地 | |
| 申請者の名称 | |
| 代表者の職氏名 | |

【担当者の連絡先】

| | | | |
|---------|------|----------|--|
| 担当者の職氏名 | | | |
| 連絡先 | 電話番号 | F A X 番号 | |
| メールアドレス | | | |

3 事業の内容（別紙にまとめることも可）

(1) 事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(2) 実施する事業の内容及び期待される成果

① 研修等の名称

② 研修等の概要

③ 開催地・会場

④ 開催期間

年 月 日から 年 月 日まで 計 時間

⑤ 参加者予定数

⑥ 期待される成果等

(3) 委託をする場合の委託事業の受託者及び委託の範囲

備考 複数回開催する場合は、全てを記載してください。

補助事業者概要書

| | | |
|-----------------|------------|---|
| 補助事業者名 | | |
| 補助事業者に係る 連絡先 | 住所 | 〒 |
| | 担当者の職氏名 | |
| | 電話番号 | |
| | F A X 番号 | |
| | E-mailアドレス | |
| 補助事業者の概要 | | |

※ 補助事業者の概要欄には、これまで実施した事業、現在の活動状況等について、できるだけ詳しく記載してください。

受託事業者概要書

| | | |
|----------------|------------|---|
| 受託事業者名 | | |
| 受託事業に係る 連絡先 | 住所 | 〒 |
| | 電話番号 | |
| | F A X 番号 | |
| | E-mailアドレス | |
| 受託事業者の概要 | | |

※ 受託事業者の概要欄には、これまで実施した事業、現在の活動状況等について、できるだけ詳しく記載してください。

収支予算書

1 収入の部

| 区 分 | 金 額 (円) | 内 訳 |
|----------|---------|-----|
| (1) 県補助金 | | |
| (2) 自己資金 | | |
| (3) その他 | | |
| 計 | | — |

2 支出の部

| 区 分 | 金 額 (円) | 内 訳 |
|-------------|---------|-----|
| (1) 補助対象経費 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | (小計) | |
| (2) 補助対象外経費 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | (小計) | |
| 計 | | — |

※ 補助対象経費については、見積書を添付してください。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者の所在地
申請者の名称
代表者の職氏名

事業経費配分変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度外国人技能実習生地域社会共生推進事業費補助金について、下記のとおり事業に要する経費の配分を変更したいので、外国人技能実習生地域社会共生推進事業費補助金交付要綱第6条第1項第1号の承認を申請します。

記

備考 「記」以下は、変更前と変更後の経費の配分が分かるよう、具体的かつ分かりやすく記載すること。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者の所在地
申請者の名称
代表者の職氏名

事業内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度外国人技能実習生地域社会共生推進事業費補助金について、下記のとおり事業の内容を変更したいので、外国人技能実習生地域社会共生推進事業費補助金交付要綱第6条第1項第2号の承認を申請します。

記

備考 「記」以下は、変更前と変更後の事業の内容が分かるよう、具体的かつ分かりやすく記載すること。

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者の所在地
申請者の名称
代表者の職氏名

事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度外国人技能実習生地域社会共生推進事業費補助金について、下記の理由により、事業を中止（廃止）したいので、外国人技能実習生地域社会共生推進事業費補助金交付要綱第6条第1項第3号の承認を申請します。

記

備考 「記」以下は、中止（廃止）の理由を、具体的かつ詳細に記載すること。

第5号様式（第8条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者の所在地
申請者の名称
代表者の職氏名

年度外国人技能実習生地域社会共生推進事業費補助金に係る
事業遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度外国人技能実習生地域社会共生
推進事業費補助金に係る事業の 年 月 日現在の遂行状況について、下記のとおり報告し
ます。

記

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者の所在地
申請者の名称
代表者の職氏名

年度外国人技能実習生地域社会共生推進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度外国人技能実習生地域社会共生推進事業費補助金に係る事業が完了しましたので、岐阜県補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付の対象となった事業名

2 事業に要した経費及び補助金の額

| | | |
|--------------|---|---|
| (1) 事業に要した経費 | 金 | 円 |
| (2) 補助金の額 | 金 | 円 |

3 添付書類

- (1) 事業実績報告書（別紙1）
- (2) 決算総表（収支決算書類）（別紙2）
- (3) 支出明細報告書（別紙3）
- (4) その他参考となる資料

事業実績報告書

1 事業名

2 申請者の概要

| | |
|---------|--|
| 申請者の所在地 | |
| 申請者の名称 | |
| 代表者の職氏名 | |

【担当者の連絡先】

| | | | |
|---------|------|----------|--|
| 担当者の職氏名 | | | |
| 連絡先 | 電話番号 | F A X 番号 | |
| メールアドレス | | | |

3 事業の内容（別紙にまとめることも可）

(1) 事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(2) 実施した事業の内容及び得られた成果

① 研修等の名称

② 研修等の概要

③ 開催地・会場

④ 開催期間

年 月 日から 年 月 日まで 計 時間

⑤ 参加者数

⑥ 得られた成果等

備考 複数回開催した場合は、全てを記載してください。

支出明細報告書

単位：円

| 経費区分 | 項目 | 内容 | 積算 | 金額（円） （補助対象外経費） | 見積年月日 | 契約年月日 | 入手年月日 | 支払年月日 |
|--------------------|----|----|----|--------------------|-------|-------|-------|-------|
| | | | | () | | | | |
| | | | | () | | | | |
| | | | | () | | | | |
| | | | | () | | | | |
| | | | | () | | | | |
| | | | | () | | | | |
| 合計額 (うち補助対象外経費) | | | | () | | | | |

- (注) 1 項目欄には、経費区分ごとに経費の内訳項目を記入すること。
 2 内容欄には、項目ごとに経費の詳細な内訳を記入すること。
 3 積算欄には、内容ごとに積算明細【@単価（消費税等込み）×数量＝金額（消費税等込み）】、仕様、購入先及び支払先等を記入すること。
 4 金額欄には、千円未満を切り捨てず円単位まで記入すること。また、消費税額及び地方消費税額を含めた額を記入すること。また、当該金額のうち補助対象外経費については、下段の（ ）内に補助対象外経費の額（消費税額及び地方消費税額を含む。）を記入すること。
 5 入手年月日欄には、補助対象物件が納品された日を記入すること。

年 月 日

岐阜県知事 様

申請者の所在地
申請者の名称
代表者の職氏名 印

年度外国人技能実習生地域社会共生推進事業費補助金（概算払）交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定（交付決定）のあった 年度外国人技能実習生地域社会共生推進事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求する事業名

| | | |
|------------------|-------|---|
| 2 補助金請求額 | _____ | 円 |
| 内訳 確定補助金額（交付決定額） | | 円 |
| 既受領済額 | | 円 |
| 今回請求額 | | 円 |
| 残 額 | | 円 |

3 補助対象経費支出計画（概算払請求の場合のみ）
別紙のとおり

4 振込先

| | | |
|------------|---------|-------|
| 金融機関名 | 銀行（金庫）・ | 支店 |
| 口座名義（ふりがな） | | |
| 預金の種別 | 普通 | ・ 当 座 |
| 口座番号 | | |